

平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス 代表者名 代表取締役社長和田洋一 (コード番号 9684 東証第一部) 問合せ先経営企画部長佐々木通博 (TEL. 03-5333-1555)

会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更について

当社は、会社分割による持株会社体制への移行の方針について、平成20年4月25日付でお知らせしましたが、本日開催の取締役会において、平成20年10月1日を分割の効力発生日として、新設分割の方式による会社分割を行い、新設する当社100%子会社に当社の事業を承継させ、持株会社体制へ移行することを決定しましたので、お知らせいたします。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、平成20年10月1日を効力発生日として、 定款の一部を変更し、商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス(予定)」 に変更するとともに、会社の目的を持株会社としての目的に変更することを決定しましたので、 併せてお知らせいたします。当社は、持株会社として引き続き上場を維持する予定です。

なお、本件につきましては、平成20年6月21日に開催予定の定時株主総会において、承認決議がなされることを条件としております。

本会社分割は、単独新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 会社分割の目的

当社は、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題と考えております。しかしながら、昨今のITや通信環境の急速な発展・普及により、顧客嗜好は多様化し、技術革新は急速に進展しております。

このような経営環境にあって、当社は、各事業の採算性や責任体制の明確化を図るとともに、 他社との資本提携を含む戦略的事業提携に機動的に対応しうるグループ運営体制が必要不可欠 であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

定時株主総会基準日平成20年3月31日移行の方針決議取締役会平成20年4月25日分割決議取締役会平成20年5月23日分割承認株主総会平成20年6月21日(予定)新会社設立登記日(効力発生日)平成20年10月1日(予定)

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、新設する「株式会社スクウェア・エニックス (予定)」を承継会社とする分社型新設分割により行います。

(3) 分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社が発行し、分割会社従業員に割当てた新株予約権の一部について、承継会社に雇用契約が承継される分割会社従業員が当該承継後も引き続き新株予約権を行使できるようにするため、その行使条件の一部変更を平成20年6月21日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。分割会社が発行したその他の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱いに変更はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、分割計画書の定めるところに従い、分割期日における当社分割対象事業 に係る資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継します。

なお、承継会社に承継される債務のすべてについて、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(6) 債務履行の見込み

本分割において、分割期日以降の分割会社および承継会社が負担すべき債務については、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

承継会社は、本日現在未設立(平成20年10月1日設立予定)であるため、記載している 商号その他の内容は、分割効力発生日における見込みです。

	分割会社	承継会社
	(平成 20 年 3 月 31 日現在)	(分割後の状況)
(1)商号	株式会社スクウェア・エニックス	株式会社スクウェア・エニックス
	(平成 20 年 10 月 1 日より「株式会	
	社スクウェア・エニックス・ホール	
	ディングス (予定)」に商号変更予定)	
(2)事業内容	ゲーム等のコンテンツおよびサービ	ゲーム等のコンテンツおよびサービ
	スの企画、開発、販売	スの企画、開発、販売
(3)設立年月日	昭和 50 年 9 月 22 日	平成 20 年 10 月 1 日

(4)本店所在地	東京都渋谷区代々木三丁目 22番7号		東京都渋谷区代々木三丁目 22番7号	
(5)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 洋一		代表取締役社長 和田 洋一	
(6)資本金	14,928 百万円		1,500 百万円	
(7)発行済株式数	115,117,896 株		30,000 株	
(8)純資産	149,407 百万円		37,388 百万円	
(9)総資産	195,534 百万円		46,140 百万円	
(10)決算期	3月31日		3月31日	
(11)大株主及び持株比率	福嶋康博	20.57%	当社 100%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式			
	会社 (信託口)	8.83%		
	株式会社福嶋企画	8.50%		
	㈱ソニー・コンピュータエンタテイ			
	ンメント	8.29%		
	宮本 雅史	6.86%		

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、およびその 他事業

(2) 分割する部門の経営成績

(単位:百万円)

項目	分割事業部門(a)	平成 20 年 3 月期実績(b)	比率 (a/b)
売 上 高	65,719	65,719	100.0%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位:百万円)

項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	35,498	流動負債	6,177
固定資産	10,642	固定負債	2,575
合計	46,140	合計	8,752

(注) 平成 20 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産・負債の 金額は、上記金額と異なります。

5. 会社分割後の上場会社の状況

(1) 商号 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス (予定)

〔英文名: SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD. (予定)〕

(2) 事業内容 純粋持株会社としてのグループ企業の経営管理

(3) 本店所在地 東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号

- (4) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 和田 洋一
- (5) 資本金 14,928 百万円
- (6) 決算期 3月31日
- (7) 今後の見通し

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となるとともに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

本分割は、完全子会社を設立する新設分割であるため、今後の連結経営成績および連結 財政状態に与える影響は軽微です。

また、当社の単体業績につきましては、本件分割後の当社の収入は、関係会社からの配当収入、グループ経営指導料収入等となり、費用は持株会社機能にかかるものが中心となる予定です。

なお、分割後の業績見通しについては、確定し次第、あらためて開示いたします。

Ⅱ. 定款の変更

- 1. 定款変更の目的
 - (1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス (予定)」に変更するものです。
 - (2) 持株会社体制への移行に伴い、当社の事業の目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。
 - (3) その他、全般にわたり、文言の整備等所要の変更を行うものです。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月21日 定款変更の効力発生日 平成20年10月1日

3. 定款変更の内容

当社の現行定款と変更案は、以下の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、株式会社スクウェア・エニック	第1条 当会社は、株式会社スクウェア・エニック
<u>ス</u> と称する。英文では SQUARE ENIX CO., LTD.	<u>ス・ホールディングス</u> と称する。英文では
と表示する。	SQUARE ENIX <u>HOLDINGS</u> CO., LTD.と表示す
	る。
(目的)	(目的)
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とす	第2条 当会社は <u>、</u> 次の事業を営む <u>会社その他の法</u>
る。	人等の株式又は持分を所有することにより、当該
	法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業
	<u>務を行う</u> ことを目的とする。
1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作	1. コンテンツの企画、開発、制作及び販売
及び販売、並びに各種情報サービスの提供	

現 行 定 款

変 更 案

2. 出版業及び印刷業

- その他商製品の企画、開発、制作及び販売
- 3. 屋内外娯楽機器の企画、開発、 製造、販売、売買3. 役務サービスの企画、開発及び提供 及び賃貸
- 4. 前号の娯楽機器による遊技場の運営
- 前各号に附帯又は関連する一切の業務
- 気機械器具の企画、開発、製造、販売、売買及び 帯又は関連する事業を営むことができる。 賃貸
- 5. 玩具、文具、繊維製品、日用雑貨品及び電子・電② 当会社は、前項各号に定める事業及びこれに附
- 6. 電気通信回線を利用した商品の販売、売買及びそ れに附帯するサービスの提供
- 7. 飲食店の経営
- 8. 食料品、酒類及び医化学薬品類等の売買
- 9. 貨物利用運送業
- 10. 著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産 権の売買及び許諾
- 11. 経営コンサルティング業、教育事業、放送事業 電気通信事業、一般労働者派遣業、広告代理業、 保険代理業、不動産賃貸業、遊技場等のレジャー 業及びその他サービス業
- 12. 前各号に附帯又は関連する物品の製造、販売及 び売買、並びにサービスの提供
- 13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を東京都渋谷区に置く。

第4条~第5条 (略)

(会社の発行する株式の総数)

第 6 条 当会社の発行する株式の総数は第 6 条 当会社の発行可能株式の総数は、 440,000,000 株とする。

ただし、消却が行われた場合には、これに相当す る株数を減ずるものとする。

第7条~第10条 (略)

(単元未満株式の買増請求)

第 11 条

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法② 買増請求をすることができる時期、請求の方法 等については、取締役会で定める株式取扱規程に 等については、株式取扱規程による。 よる。

第 12 条 (略)

(株主名簿管理人)

第13条 (略)

② (略)

並びに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿及 び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名 簿管理人に委託し、当会社においては、これを取 扱わない。

第 14 条~第 15 条 (略)

(招集者及び議長)

これを招集し、その議長となる。ただし、取締役 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の 決議をもって定めた順序により他の取締役がこれ に代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ (株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)

第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条~第5条 (現行どおり)

(発行可能株式の総数)

440,000,000 株とする。

第7条~第10条 (現行どおり) (単元未満株式の買増請求)

第 11 条 (現行どおり)

第 12 条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第13条 (現行どおり)

(現行どおり)

③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下 同じ。)、新株予約原簿及び株券喪失登録簿の作成 同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作 成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原 簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当会社においては、これ を取扱わない。

> 第 14 条~第 15 条 (現行どおり)

(招集者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場 を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が一合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長 がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締 役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 の決議をもって定めた順序により、他の取締役が これに代わる。

なし提供)

会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 務省令に定めるところに従いインターネットを利 法務省令に定めるところに従いインターネットを

現 行 定 款

用する方法で開示することにより、株主に提供し たものとみなすことができる。

(決議の方法及び議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段 段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権 の過半数をもって行う。
- ② 会社法309条第2項の規定によるべき決議は、 席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ (略)

(株主総会の議事録)

第 19 条 (略)

に備え置き、その謄本または電磁的記録を5年間 支店に備え置く。

第 20 条 (略)

(選任)

第 21 条 (略)

② 前項の選任決議は、議決権を行使することがで② 前項の選任決議は、議決権を行使することがで きる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

(略)

(任期)

第 22 条 (略)

は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とす る。

(役付取締役及び代表取締役)

第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役会長1|第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役会長1 に取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各 若干名を選定することができる。

②~③ (略)

第 24 条 (略)

(取締役会の権限)

会の決議をもって行う。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を|第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場 る。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取 締役会の決議をもって定めた順序により、他の取 締役がこれに代わる。

2~3 (略)

(取締役会の招集)

第 27 条 (略)

② 当会社は、会社法第 370 条の規定により、取締② 当会社は、会社法第 370 条の規定により、取締 役が取締役会の決議の目的である事項について提 役が取締役会の決議の目的である事項について提 案をした場合において、当該提案につき取締役(当 該事項について議決に加わることができるものに 限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意 限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたとき(監査役設置会社にあって は、監査役が当該提案について異議を述べたとき を除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

変 更 案

利用する方法で開示することにより、株主に提供 したものとみなすことができる。

(決議の方法及び議決権の代理行使)

- の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数をもって 行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出 は、議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上をもって行う。
 - (現行どおり)

(株主総会の議事録)

第 19 条 (現行どおり)

② 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店② 株主総会の議事録は、株主総会の日からその原 本を10年間本店に備え置き、その謄本又は電磁的 記録を5年間支店に備え置く。

第 20 条(現行どおり)

(選任)

第 21 条 (現行どおり)

きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

(任期)

第22条 (現行どおり)

② 補欠または増員により選任された取締役の任期② 補欠又は増員により選任された取締役の任期 は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とす る。

(役付取締役及び代表取締役)

名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並び 名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並び に取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各 若干名選定することができる。

②~③ (現行どおり)

第 24 条 (現行どおり)

(取締役会の権限)

第 25 条 当会社の業務執行上重要な事項は取締役第 25 条 当会社の業務執行上重要な事項は、取締 役会の決議をもって行う。

(取締役会の招集)

除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となるを除き、取締役社長がこれを招集し、その議長 となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序 により、他の取締役がこれに代わる。

②~③ (現行どおり)

(取締役会の招集) 第27条 (現行どおり)

案をした場合において、当該提案につき取締役(当 該事項について議決に加わることができるものに

の意思表示をしたとき(監査役が当該提案につい て異議を述べたときを除く。) は、当該提案を可 決する旨の取締役会の決議があったものとみな

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領および第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結

す。

現 行 定 款

結果を議事録に記載または記録し、議長および出 席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印ま たは電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

たは定款に定めるもののほか取締役会において定 める取締役会規程による。

第 30 条 (略)

(社外取締役の責任免除)

する額のいずれか高い額とする。

第 32 条 (略)

(選任)

第 33 条 (略)

② 前項の選任決議は、議決権を行使できる株主の② 前項の選任決議は、議決権を行使することがで の過半数をもって行う。

第 34 条~第 37 条 (略)

(監査役会の決議)

(監査役会の議事録)

- 第 39 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び第 39 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び が、これに記名捺印又は電子署名を行う。
- ② 監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

により、監査役(監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を法令の限度において取締役会の 決議によって免除することができる。

(略)

第 42 条~第 44 条 (略)

(配当金の除斥期間等)

- 第 45 条 配当財産が金銭である場合は、利益配当第 45 条 配当財産が金銭である場合、その支払開 金及び中間配当金がその支払開始の日から満3 始の日から満3年を経過しても受領されないと 年を経過しても受領されないときは、当会社はそ きは、当会社はその支払義務を免れる。 の支払義務を免れる。
- ② 未払の利益配当金および中間配当金に対しては② 剰余金の配当には利息を付さない。 利息を付さない。

変 更 案

果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席し た取締役及び監査役が、これに署名若しくは記名 捺印又は電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は、取締役会の日から 10 年 間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令ま|第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に 定めるもののほか取締役会<u>の</u>定める取締役会規 程による。

第30条 (現行どおり)

(社外取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条1項の規定に第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定 より、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定 により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限 する契約を締結することができる。ただし、当該定する契約を締結することができる。ただし、当 契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000,000 該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000,0 円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定 00 円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規 定する額のいずれか高い額とする。

第32条 (現行どおり)

(選任)

第 33 条 (現行どおり)

3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条~第37条 (現行どおり)

(監査役会の決議)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めの る場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行しある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって 行う。

(監査役会の議事録)

- 結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役 結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役 が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を 行う。
 - ② 監査役会の議事録は、監査役会の日から 10 年 間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令ま第40条 監査役会に関する事項については、法令又 たは定款に定めるもののほか監査役会において定 は定款に定めるもののほか監査役会の定める監 査役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定 により、監査役(監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - (現行どおり)

第 42 条~第 44 条 (現行どおり)

(配当金の除斥期間等)

以上